

下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 下水道法施行令の一部改正

一 公共下水道管理者は、雨水公共下水道の事業計画の決定及び変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域を公示して、利害関係人に意見を申し出る機会を与えるものとする。

(第三条関係)

二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況、維持管理に要する費用を含む毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類を添付しなければならないものとする。

(第四条及び第十七条の六関係)

三 指定都市が設置する雨水公共下水道の事業計画は、都道府県に協議するものとする。

(第四条の二関係)

四 公共下水道の主要な管渠きよ以外の排水施設及び流域下水道の管渠きよ以外の排水施設の点検の方法又は頻度に係る事業計画の変更は、協議等を要しないものとする。

(第五条の二及び第十七条の六関係)

五 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等

1 公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）の構造等を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

2 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うものとする。

3 2の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うものとする。

4 2の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の

公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(第五条の十二関係)

六 指定都市が管理する雨水公共下水道は、公衆衛生上の重大な被害等を防止するため緊急の必要がある場合に、都道府県知事が指示するものとする。

(第二十四条の三関係)

第二 公害防止事業費事業者負担法施行令の一部改正

水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第一条関係)

第三 施行期日

この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年十一月十九日)から施行するものとする。

(附則関係)